

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第123号
事故等種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年8月10日（土） 19時30分ごろ
発生場所	石川県かほく市高松西方沖 かほく市所在の白尾灯台から真方位298° 1.9海里付近 （概位 北緯36° 44.2′ 東経136° 39.0′）
事故等調査の経過	平成25年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 ^{まんぷく} 萬福丸、3.8トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-21175（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、高松西方沖の釣り場に到着し、船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）の投入を開始した。</p> <p>船長は、浮きにつきパラアンカーを投入する際、船体が動揺して左舷側に体勢を崩し、平成25年8月10日19時30分ごろ、左手親指がパラアンカーのおもりにしているチェーンと船首部のステンレスパイプとの間に挟まれた。</p> <p>その後、本船は、パラアンカーを展張するため、船長が機関を後進にかけたところ、推進器にパラアンカーの引き索が巻き付いて航行不能となった。</p> <p>船長は、巻き付いた引き索を除去しようと考えたが、負傷していたので断念し、118番通報して救助を依頼した。</p> <p>本船は、巡視船の搭載艇にえい航されて石川県金沢市金沢港へ入港し、船長は、翌々日病院に行ったところ、左手親指の骨折等と診断された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
その他の事項	<p>船長は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、石川県に遊漁船業者の登録を行っていた。</p> <p>パラアンカーのおもりにしているチェーンの重さは、約15kgであった。</p> <p>船長は、ふだん、パラアンカーを投入した後、すぐに後進をかけて</p>

	いたが、本事故当時は、負傷した指の状況を確認していたので、パラアンカーの引き索が船底に潜り込み、船尾方に流されていることに気付いていなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり あり 本船は高松西方沖の釣り場において、船長が、船首からパラアンカーを投入中、船体が動揺した際、左舷側に体勢を崩したことから、左手親指が、パラアンカーのおもりにしているチェーンと船首のステンレスパイプとの間に挟まれ、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が高松西方沖の釣り場において、船長が、船首からパラアンカーを投入中、船体が動揺した際、左舷側に体勢を崩したため、左手親指が、パラアンカーのおもりにしているチェーンと船首のステンレスパイプとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・パラアンカーを投入する際は、船体の動揺に注意すること。